

大和市公告第 7 5 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定により、昭和 4 6 年 7 月 6 日第 7 - 5 3 号で位置の指定をした道路を次のとおり一部廃止した。

なお、関係図書は、大和市街づくり計画部建築指導課において一般の縦覧に供する。

平成 2 8 年 5 月 2 4 日

大和市長 大 木 哲

一部廃止 年 月 日	一部廃止 番号	道路の位置	幅 員 (m)	延 長 (m)	申 請 者
平成 2 8 年 5 月 2 3 日	大和市指令 (建指位指) 第 2 8 - 1 号	(一部廃止前) 大和市中心四丁目 4 6 2 番 2 の一部	4 . 0 0	3 5 . 3 0	大和市中心五丁目 7 番 1 3 号 山口 正代
		(一部廃止後) 大和市中心四丁目 4 6 2 番 2 の一部	4 . 0 0	1 1 . 8 8	